

第 63 回監査基準委員会有識者懇談会議事要旨（2022 年 2 月 14 日）

I 日時：

2022 年 2 月 14 日（月）10:00～12:00

II 場所：

日本公認会計士協会 4 階会議室／オンライン会議

III 出席者：

○ 監査基準委員会有識者懇談会委員（五十音順・敬称略）

堀江 正之（議長）、松本 祥尚（議長代行）、青 克美、井上 隆、今給黎 真一、川島 勇、
林田 英治、弥永 真生、西山 香織（オブザーバー）

○ 日本公認会計士協会（説明者）

手塚 正彦（会長）小倉 加奈子（副会長）、
志村 さやか（監査基準・品質管理基準担当常務理事）、結城 秀彦（監査・保証担当常務理事）
長塚 弦（監査基準委員会委員長）、倉持 亘一郎（IAASB 対応委員会委員長）、
甲斐 幸子（IAASB ボードメンバー／テクニカルスタッフ）、
吉村 航平（IAASB テクニカルアドバイザー）

IV 議事要旨：

1. 意見聴取

(1) 品質管理基準委員会報告書の改正等

- ① 品質管理基準委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」の改正
- ② 品質管理基準委員会報告書第 2 号「監査業務における審査」の新設
- ③ 監査基準委員会報告書 220「監査業務における品質管理」の改正

監査基準・品質管理基準担当常務理事から、上記①～③の報告書の改正及び新設に係る公開草案の概要について説明がなされた。

【主なご意見等】

- 今般の品質管理基準委員会報告書等の改正の理解を促すために、Q & A 等の補足ガイド
ンスを作成する予定はあるか。「監査事務所の最高責任者」と「品質管理システムの最高責
任者」が共存する可能性があり、その場合、誰が評価を行うのか等の実務的な疑問が生じて
くる可能性がある。

（質問への回答）

- ガイドンスを作成する予定である。また、「監査事務所の最高責任者」と「品質管理シ
ステムの最高責任者」が共存する場合の責任の考え方、更には評価の主体、結果の公表
等の論点についても、今後、関係者の意見も聴取しながら、何らかの方法で明示すべく

検討予定である。

- 「監査事務所の最高責任者」を品質管理基準委員会報告書第1号に明記することに異論はない。しかしながら、「品質管理システムの最高責任者」の責任が軽んじられることは好ましくない。「品質管理システムの最高責任者」が適切に責任を負った上で、「監査事務所の最高責任者」が上乗せして責任を負うよう意識していただきたい。

- 「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」(以下「改訂品質管理基準」という。)において望ましいとされている、監査、中間監査、四半期レビュー及び内部統制監査以外の業務への参照について、具体的にどのような領域に広がる可能性があるか教えてほしい。また、将来的にはサステナビリティ情報に対する保証への適用も視野に入ってくると考えられるため、意識しながら対応いただきたい。

(質問への回答)

- 監査、中間監査、四半期レビュー及び内部統制監査以外の業務は多種多様であり、また、監査事務所によって売上に占める割合も様々である。そのような状況も勘案し、今後慎重に検討する必要があることから、今回の品質管理基準委員会報告書の改正案には含めていない。

- 委託審査については、「監査意見表明のための委託審査要領」等の検討も含め、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所の適用時期である2024年7月までに何等かの対応がされるとの理解でよい。

(質問への回答)

- 関係する役員、委員会等と連携し検討を開始している。

- 共同監査においても、監査法人と同様に品質管理が十分に行われることが重要である。そうした、適切な実務がなされるように配慮が必要である。

- 品質管理システムの評価の公表については、別途検討するとされている。一般には公表されないものの、当面、監査役等とのコミュニケーションにおいて情報提供がなされる等の実務が行われることも考えられる。実態として、監査役等の必要な者に必要な情報が提供されるようにしてほしい。

- 改訂品質管理基準は、各監査事務所の規模や業務に応じたいわゆるオーダーメイド型の品質管理を追求する基準であり、品質目標の設定が核になる。検討中のガイダンス等において、どのように具体的な例を示せるかが重要になる。

- 改訂品質管理基準の適用後は、日本公認会計士協会の品質管理レビューにおけるモニタリングが、事後的な対応として非常に重要になる。今後は一層強化された品質管理レビューが必要になることにもどこかで触れてほしい。

- 国際品質マネジメント基準（ISQM）・国際監査基準（ISA）と整合させつつ、適用しない規定を空番にする点は、国際会計士連盟（IFAC）との「加盟団体が遵守すべき義務に関する文書（Statements of Membership Obligation：SMOs）」との関係性は確認したのか。また、「サービス・プロバイダー」^{（事務局注）}と「監査チーム」の定義が、ISQM1¹、ISQM2²、ISA220（改訂）³及び ISA600（改訂）と整合しているかどうかを確認して欲しい。ISA と監査基準委員会報告書において定義が異なる場合にも明示してほしい。

（意見への回答）

- 空番とする規定は、我が国の法令等を優先して適用しない規定であるため、SMOs に抵触しないと理解している。
- 「サービス・プロバイダー」は新しい概念であるため、会員が混乱しないよう十分周知していきたい。

- 監査役等とのコミュニケーションにおいては、どのような考えで品質目標が設定され、どのようなプロセスで運用がなされているのか十分に周知してほしい。また、品質管理システムの評価の公表は別途検討されとのことであるが、監査基準委員会報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」や会社計算規則第 131 条も踏まえて、監査人から適切なタイミングで評価について報告いただきたい。

（2）監査・保証実務委員会報告第 76 号「後発事象に関する監査上の取扱い」の改正

監査・保証担当常務理事から、監査・保証実務委員会報告第 76 号「後発事象に関する監査上の取扱い」（以下「監保報第 76 号」という。）に係る公開草案の概要について説明がなされた。

【主なご意見】

- 本改正は従来の実務の明確化であり、監査実務の大きな変更はないと理解した。
- 事後判明事実⁴については、進行年度の第 1 四半期に関係するため、四半期レビューへも影響があると考えられる。第 1 四半期の四半期レビューにどのような影響を及ぼすかを日本独自の指針である監保報第 76 号において言及する方が有用である。四半期レビュー制度があり、事後判明事実と第 1 四半期の四半期レビューは重複する可能性が高いため、その点に触れずに監保報第 76 号を維持することは問題がある。

¹ International Standard on Quality Management (ISQM) 1, Quality Management for Firms that Perform Audits or Reviews of Financial Statements, or Other Assurance or Related Services Engagements

² International Standard on Quality Management (ISQM) 2, Engagement Quality Reviews

³ International Standard on Auditing (ISA) 220 (Revised), Quality Management for an Audit of Financial Statements

⁴ 「事後判明事実」－監査報告書日後に監査人が知るところとなったが、もし監査報告書日現在に気付いていたとしたら、監査報告書を修正する原因となった可能性のある事実をいう。（監査基準委員会報告書 560 第 4 項(6)参照）

(意見への回答)

- ご指摘の点について検討させていただく。

(3) IAASB の活動状況について

① IAASB 9 月ボード会議後のアップデート

IAASB ボードメンバーから、IAASB2021 年 9 月ボード会議後のアップデートについて説明がなされた。主な説明事項は、IAASB2021 年 12 月ボード会議で議論された以下の事項である。また、IAASB 対応委員会委員長から、当協会の問題意識、対応等についての追加説明がなされた。

- ・ 不正 (ISA240「財務諸表監査における不正」の改訂)
- ・ IAASB の 2022 年から 2023 年までの作業計画

【主なご意見】

＜不正 (ISA240 の改訂)＞

- 「不正に対する強化された要求事項は、PIE (Public Interest Entity) 等、特定の事業体の財務諸表監査業務に限定して適用すべき」という日本公認会計士協会の意見に対するボード会議における反応を教えてください。

(質問への回答)

- 今後詳細に議論が行われる予定であり、大きな反応というのは現時点ではない。国際監査基準 (ISA) は全ての企業の監査を対象とした基準として作成されているため、適用の柔軟性 (Scalability) に留意しながら基準の改訂等を行っている。不正に関するプロジェクト・プロポーザルの中でも適用の柔軟性を十分検討すべきとの意見は出てきている。

- 「不正に対する強化された要求事項は、PIE 等、特定の事業体の財務諸表監査業務に限定して適用すべき」という意見は適切か。PIE の範囲は国又は地域により決定できる建付けになっていることも考えれば、むしろ国又は地域において基準適用の範囲や程度を限定できるという意見にすべきであったと考える。あらかじめ PIE 等に限定すべきという主張をしてしまうと、特定の業界に対して「監査における不正リスク対応基準」を適用すべきという議論がしにくくなってしまうことを懸念する。

(意見への回答)

- 国際監査基準は全ての企業の監査を対象とした基準であることから、要求事項の強化は、中小規模事業体 (SME : small and medium-sized entities) の監査に携わる実務家からの懸念の声が聞かれることがある。そのため、本意見の背景には、このような状況も踏まえ、実効性のある基準を策定するためにはある程度適用範囲を絞った方がよいのではないのかという考えがあった。

- 財務報告エコシステム全体で不正に対して適切に対応することが重要という認識で、監査人から関係者に対話を求めていくことは大変重要である。監査人は、経営者だけでなく、他の取締役や監査役等とも対話するようにしてほしい。また、現在、監査事務所の品質管理の体制面について対応がなされていると思うが、体制整備に留まらず、個々の会計士の意識付けがなされるように日本公認会計士協会でも対応してほしい。

<2022 年から 2023 年までの作業計画>

- サステナビリティ/ESG 情報開示の議論は、欧州主導で始まり、開示基準の議論も含め、非常に速いスピードで進んでいる。保証基準も開示基準と並行して、どのようにオールジャパンで意見発信していくかを考える必要がある。日本公認会計士協会において関係者に IAASB での議論状況を情報共有の上で、意見聴取を行い、国内の意見を統一して発信していただきたい。
- サステナビリティ/ESG 情報開示の保証のプロジェクトは今後どのように進んでいくのか。気候変動に関する情報や人的資本への投資情報の開示への保証について、国際的に議論されていることはあるのか。
(質問への回答)
 - サステナビリティ/ESG 情報開示の保証のプロジェクトの進め方はまだ決まっていない。何をすべきかを探る情報収集活動を行っている段階である。どの情報を対象に保証基準、ガイダンスを作成するかもこれから議論される予定である。
 - 開示情報の信頼性等について、金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）のような当局が懸念を示したこと⁵が背景にあると考える。ISAE3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務」という一般的な基準はあるものの、実務にばらつきが生じているという懸念が国際的に生じているため、このような事項に対応する方向で議論がなされるのではないかと考えている。
- 非財務情報の開示が拡充するほどグリーンウォッシュの可能性が増えてくる。開示情報自体の信頼性が損なわれるようなことがあると、情報の信頼性確保という話が必ず出てくるはずであるが、我が国ではそのような議論になりにくい。日本公認会計士協会においては、情報リスクの観点からグリーンウォッシュを防ぐためにも保証が重要であることと共に、有価証券報告書の「経理の状況」以外の情報についても、公認会計士が保証を提供していきたいという主張があつて然るべきと考える。
- 財務会計基準機構においても、サステナビリティ情報の開示基準の整理をしているが、日本企業の非財務情報の開示は急速に良くなってきていると感じる。このような状況の下で監査・保証の話を余り早急に進めると、開示拡充の動きにブレーキがかかりかねない可能性

⁵ FSB ウェブサイト *Report on Promoting Climate-Related Disclosures* (7 July 2021) (p2、p17 及び p40 参照)
<https://www.fsb.org/wp-content/uploads/P070721-4.pdf>

がある。諸外国とともに早めに検討していくことも必要であるが、日本国内において保証の範囲を拡げるなどの議論は様々な関係者からの意見を聞いて慎重に対応してほしい。

② ISA600（グループ監査）の改訂概要

IAASB テクニカルアドバイザーから、2022 年 12 月の IAASB ボード会議において承認された ISA600 (改訂)「グループ監査」(INTERNATIONAL STANDARD ON AUDITING 600 (REVISED), SPECIAL CONSIDERATIONS-AUDITS OF GROUP FINANCIAL STATEMENTS (INCLUDING THE WORK OF COMPONENT AUDITORS⁶)) の概要について説明がなされた。また、監査基準委員会委員長から、ISA600 (改訂) に関する当協会の対応について説明がなされた。

【主なご意見】

- ISA600 の改訂は、我が国の監査業務に大きな影響を与えると考ええる。特に ISQM1 及び ISQM2 と共に ISA220 (改訂) により監査チームの定義が変更されたため、海外子会社及び海外持分法会社の監査人に対するグループ監査人の関与を密にするか、又はコントロール下に置かない限り、監査の品質にネガティブな影響を与えた責任が問われる可能性がある。また、我が国企業特有の事項と考えるが、親会社と海外子会社及び海外持分法適用会社の ERP (Enterprise Resource Planning) が統一されていないことにより、海外子会社等における不正が見抜けないという事態が生じているため、監査基準委員会報告書 600「グループ監査」の改正と合わせて、被監査会社の ERP が統一されていない場合の Q & A、ガイダンス等が必要になると考える。
- 今般の改訂による実務負担の増加を懸念する。ERP の統一の遅れは認識しているが、M&A が常態化している我が国の状況を鑑みると、簡単に解決できるものではない。
- 海外子会社の不正には常に注意を払っている。今般の改訂により、グループ監査人の責任が重くなる一方で、キーとなるのは構成単位の監査人による適切な対応及び報告であると考ええる。構成単位の監査人の責務を明確にしていくことが必要である。

2. 報告事項

(1) 日本版 EER 保証業務ガイダンスの検討状況

監査・保証担当常務理事から、日本版 EER (Extended External Reporting) 保証業務ガイダンスの検討状況について説明がなされた。

【主なご意見】

- できる限り早急に公表してほしい。アウトリーチも十分実施すべきである。

⁶ IAASB ウェブサイト (IAASB QUARTERLY BOARD MEETING - DECEMBER 6-14, 2021)

<https://www.iaasb.org/meetings/iaasb-quarterly-board-meeting-december-6-14-2021>

(事務局注)「サービス・プロバイダー」の定義

ISQM1 及び品質管理基準委員会報告書第 1 号改正 (公開草案) では、以下のとおり規定されております。

ISQM1	品基報第 1 号改正 (公開草案)
16. (省略) (v) Service provider (in the context of this ISQM) - An individual or organization external to the firm that provides a resource that is used in the system of quality management or in the performance of engagements. Service providers exclude the firm's network, other network firms or other structures or organizations in the network.	16. (省略) (22) 「サービス・プロバイダー」ー品質管理システム又は監査業務の実施において利用される資源を提供する監査事務所の外部の個人又は組織をいう。サービス・プロバイダーには、監査事務所のネットワーク、ネットワーク・ファーム又はネットワークに属するその他のいかなる形態の組織も含まれない。(A28 項、A105 項参照) 「監査に関する品質管理基準」における「外部の業務提供者」と同義である。
Service Provider (Ref: Para. 16(v)) A28. Service providers include component auditors from other firms not within the firm's network.	《(10) サービス・プロバイダー》(第 16 項(22)参照) A28. サービス・プロバイダーには、構成単位の監査人である場合のネットワーク外の監査事務所が含まれる。

また、ISA220 (改訂) 及び監査基準委員会報告書 220 改正 (公開草案) では以下のとおり言及されております。

ISA220 (改訂)	監基報 220 改正 (公開草案)
A17. Engagement teams include personnel and may also include other individuals who perform audit procedures who are from: (a) A network firm; or (b) A firm that is not a network firm, or another service provider. ²³ 23 ISQM 1, paragraph 16(v)	A17. 監査チームには専門要員が含まれ、また監査手続を実施する以下に所属する者も含まれる場合がある。 (1) ネットワーク・ファーム (2) ネットワーク・ファームではない監査事務所又は他のサービス・プロバイダー (品基報第 1 号第 16 項(22))

なお、ISA600 (改訂) においては、特に「サービス・プロバイダー」は定義が置かれておらず、ISA220 (改訂) に基づくこととなっております。

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

監査グループ

E-mail : kansa@sec.jicpa.or.jp

以 上